

県南広域振興局長告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年8月20日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901431	社会福祉法人七星会	七星会 指定訪問介護事業所 「オリオン」	一関市字沢298番地2	令和3年12月31日

2 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690010	医療法人社団敬和会	日高見訪問看護リハビリステーション	北上市北鬼柳22地割46番地	令和3年7月31日